

移民会社と地方政党

——熊本国権党の植民事業を中心として——

佐々博雄

はじめに

- 一 九州移民株式会社の設立と移民業務
 - 二 国権党系の金融機関と移民会社
 - 三 国権党の植民政策と時代背景
- おわりに

はじめに

明治三〇年（一八九七）五月二七日、移民会社「九州移民株式会社」は移民業務を開始する。この移民会社は国威伸張・国権拡張を成立以來主張してきた紫溟学会・熊本国権党の人々を中心として設立されたものである。

移民会社とは、明治二七年（一八九四）四月公布の『移民保護規則』⁽²⁾第一条によれば、「本令に於て移民と称するは労働を目的として外国に渡航する者を謂ひ、移民取扱人と称するは何等の名儀を以てするに拘らず、移民を募集し又は移民の渡航を周旋するを以て営業となす者を謂ふ」とあり、文中の「移民取扱人」が法人組織となったものが移

民会社である。当然、営利を目的とした企業であった。

従来、移民会社の研究は移民会社が明治二七年「移民保護規則」設定以後、政府の代行機関として移民送出行った性格上、移民史のうえから、その送出実態、すなわち移民取扱人数、取扱期間、送出国などを中心とした基礎的研究や、移民会社が営利のための企業であった性格から、その功罪についての研究が、送出された移民側の視点から行われているが、移民を送出した側の移民会社そのものについてや、その背景についての研究はほとんどみあたらない。

そこで、本稿においては、まず紫溟学会・熊本国権党関係者によって設立された「九州移民株式会社」の設立から廢業に至る過程を紫溟学会・国権党との関連のうえから考察し、明治期における初期移民会社⁽⁴⁾の性格を明らかにすることをひとつの目的とし、併せて、紫溟学会・国権党の移民事業に対する思想と、その背景を検討し、紫溟学会・国権党の体系的研究の一展望としようとするものである。

補註

熊本国権党は注（一）で示したように紫溟学会を母体とする政党である。

そこで、本稿中、厳密に言えば国権党の名称だけでは不十分な箇所もあるが、紫雲学会も国権党も同一思想の団体であり、また、それぞれの幹部も同一人が兼ねていることなどから国権党の名称をもって、紫雲学会の意味も含んだものとして使用したことを了解されたい。

一 九州移民株式会社の設立と移民業務

九州移民株式会社は明治三〇年（一八九七）五月二七日に開業するが、実はそれ以前、会社役員は津田静一、高橋長秋などを中心として移民取扱の業務が行なわれていたのである。そこで、まず九州移民株式会社が設立されるまでの過程について述べてみることにする。

日本における本格的移民の出発点は明治一八年（一八八五）のハワイ官約移民に求めることができる。ハワイ官約移民は明治二七年（一八九四）まで続き、約二九、〇〇〇名が渡航した。この移民はハワイにおいて甘蔗耕作及び粗糖製造労働に一定期間従事し、貨財を蓄積したのち、帰国するという出稼移民であった。⁽⁵⁾

いっぽう、明治二三年（一八九〇年）前後の時期から国内における過剰人口の問題が表面化し、その解決策としての移民思想が鼓吹され海外移民熱が高揚し始めた。この移民熱を背景にして私営の移民会社や移民周旋人が出現し、移民の募集や送出行を行うようになってきたのである。このうち移民会社の最初ものは明治二四年（一八九一）二月一二日、「海外各国ノ需用ニ応シ契約移民ヲ募集媒介スル」ことを目的として、日本郵船社長吉川泰次郎と秀英社社長佐久間貞一によ

って設立された「日本吉佐移民合名会社」である。⁽⁶⁾ この移民会社は、明治二五年（一八九二）から主に南洋移民送業務に力を入れ、「ニューカレドニア」、濠州「クインスランド」方面へ、ニッケル鉱山労働及び砂糖耕作労働を目的とした契約移民（送出国と受入国、移民個人と受入国の雇主、移民会社が雇主と移民の間にはいる場合などの契約によって拘束される移民）を送出した。

熊本における移民会社の移民事業もまず、この日本吉佐移民合名会社との関係から始まるのである。明治二五年五月二四日、従来植民事業に熱心であった熊本国権党の中心人物、津田静一と高橋長秋の両名は吉佐移民会社の吉川・佐久間からの依頼で、熊本県内における海外渡航の労働者募集の契約を結んだのである。⁽⁷⁾ ここに国権党による移民事業が開始される。次いで、翌明治二六年（一八九三）八月一七日に国権党の涉江公寧、古閑信喜、佐々干城の三名を加えた合名会社が組織設立される。これが「九州移民合名会社」である。その会社規約は左の様なものである。⁽⁸⁾（会社登記は同年二月二七日）

第一条 本社は津田静一、高橋長秋、佐々干城、古閑信喜、涉江公寧、五名の合名会社にして其の責任は無限とす。

第二条 本社は熊本市塩屋町裏一番町五十五番地に事務所を設くべし。

第三条 本社は定期定住兩種の移民を海外に渡航せしめ拓殖の事務を奨励拡張するを以て目的とす。

第四条 本社は前条の目的を達する為め移民の募集其他之に附帯す

る各種の事務に關し他の会社又は団体と連結し又は其依頼を受くる事あるべし。

以上が、その規約であるが、第四条に「他の会社又は団体と連結し又は其依頼を受くる事あるべし。」とあるように、この九州移民合名会社は独自で移民募集をして海外に移民を送出するというより、むしろ、「他の会社」の依託を受けて移民募集を行うという性格の移民会社であった。事実、明治二六年九月二日には日本吉佐移民合名会社が外国雇主との間に契約を締結して募集する農業従事者募集の依託契約を結んでいるのである。⁹⁾この契約に基づく移民の送出先は濠州クインスランドであり、その移民は砂糖耕作地労働を目的とする契約移民であった。但し、実際にクインスランドへ移民を送出したのは依託契約以前の明治二六年五月であり、その移民数は一〇四名であつた。¹⁰⁾

ところで、移民会社経営のメリットはどこにあつたのであろうか。日本吉佐移民合名会社が移民を送出したニューカレドニア、クインスランドの契約移民の場合は、まず渡航周旋料として移民一人に対して一ヶ月の給料分(当時の日本円にして一〇円内外)に当たる額を一〇ヶ月月賦で移民会社が受取り、毎月の給料のうち現地支払いは二分の一であつた。そして、残り四分の一を移民会社が保管金として移民の帰国まで預り、その四分の一を三ヶ月づつまとめて家族に渡すという方法であつた。¹¹⁾このように移民会社は周旋料収入と移民送金の保管による資金融通によって利益をあげ、当時としては有利な事業とみられていたのである。しかし、移民会社は人間を扱っている關係上、事業

が失敗すると多大の損失を被り、会社倒産の危険をもつ投機性の強い事業でもあつたのである。ここで例をあげた吉佐移民会社は移民業務の管理運営が比較的しっかりした会社であつたが、当時の移民熱の高揚に伴い、各地に現出した移民取扱人・移民会社の中には渡航周旋料だけを目的とした悪徳業者も現われた。これらの業者の扱つた移民は移民送出国との外交問題ともなり、国内においても社会問題となり始めた。ここにおいて政府も、「移民ヲ保護シ并ニ移民取扱ヲ營業トナス者ヲ取締ルカ為メ相当ノ規則ヲ設ケンコト」¹²⁾の必要を感じ、明治二七年(一八九四)四月、「移民保護規則」及施行規則を公布し、移民の保護にのりだしたのである。この規則の公布により、従来不明確であつた移民及移民取扱人の意義が明瞭となり、移民取扱人もかなり厳しい条件で認可されることとなつた。九州移民合名会社も、この規則により明治二七年五月一二日、東京府知事の認可を得、日本吉佐移民合名会社の代理店となり、その移民事務を取り扱うこととなる。¹³⁾次いで、明治二九年(一八九六)四月、「移民保護規則」は「移民保護法」となり、さらに種々の規制がなされるようになった。ここに従来、吉佐移民会社の下請的移民業務を取扱つてきた九州移民合名会社はその社員佐々干城を明治二九年六月一日、日本吉佐移民合名会社の代理人とし、以後、佐々干城一個人において熊本県下における移民募集事務を取扱わせることにしたのである。¹⁴⁾

この九州移民合名会社の業務縮小に伴い、国権党の人々の中に、吉佐移民会社の下請移民業務ではない、「移民保護法」の規定による独

立した移民会社設立の動きが出てくる。この設立計画により、まず設立された移民会社が、「鎮西移民株式会社」であり、さらに、この会社が名称を変更したものが「九州移民株式会社」である。明治二十九年六月一六日、紫溟学会の機関紙『九州日日新聞』はその社説において、移民事業を奨励する記事とともに山師者流の移民事業が確実なる移民事業発達の妨げになっていることを非難した。そこで、今日は確実なる移民事業者が起ることが急務であり、そのような事業の発達を望む。という内容の記事を掲載した。丁度、この社説が掲載された翌々日の明治二十九年六月一八日、国権党の内藤正義、宮田武平太、津田静一、佐藤敬太、大畑純次、村上一郎、内柴敬持、渋谷加藤次の八名を發起人として、「移民取扱人鎮西移民株式会社設立願」を外務大臣西園寺公望・内務大臣板垣退助宛に提出した。その願書は次の通りである。⁽¹⁶⁾

国運ノ隆盛ニ随伴シ人民一般ニ海外労働ノ思想発達シ、逐年海外渡航ノ者増加スル勢ニ有之、此際尚ホ適良ノ移民地ヲ択ミ専ラ労働者ノ便利ヲ図リ渡航前後ノ周旋致候義ハ国利民福ノ上ニ於テ最モ必要ナル事業ト存候間、私共協議ノ上鎮西移民株式会社ヲ設立シ、別紙各項ノ通該会社ニ於テ移民取扱人営業致度候条速ニ御允許相成度此段奉願候也

また、同日提出された「目論見書」によると、営業所は熊本市南千反畑町一三一番地を予定し、営業資本金三万円、営業年限一二年を計画した。そして、移民渡航予定先はハワイ、濠州、英領カナダ、北米

合衆国、メキシコ、呂宋、馬來半島、暹羅、中国、朝鮮、西比利亞とかなり広範囲を予定していた。この鎮西移民会社は明治二十九年九月三日営業が許可された。しかし、この会社は実際の営業は行なわないまま、さらに同年一〇月一九日名称変更、資本増加、發起人増加、の願を提出した。⁽¹⁷⁾明治三〇年（一八九七）一月一五日、紫溟学会・国権党の俱樂部である鎮西館において、総会が開催され、移民会社の役員選定、その他の決定が行なわれた。⁽¹⁸⁾これらの結果、鎮西移民株式会社は「九州移民株式会社」と名称を変更され、社長に藤村紫朗、取締役に津田静一、村上一郎、古閑信喜、内柴敬持が選出された。このうち取締役全員は紫溟学会・国権党関係者であり、また、社長藤村紫朗は山梨県令、愛媛県知事を歴任した貴族院議員ではあったが、紫溟学会の教育機関である済々黌とも関係の深い人物であった。明治三〇年五月二七日九州移民株式会社は開業届を出し、独自の営業を開始することとなった。営業所は熊本市塩屋町裏一番町五十五番地の開運合資会社の階上を借り受けて設置した。（明治三五年三月二二日、熊本市新坪井町一四一番地に移転）、資本金も従来の一三万円から五万円となった。⁽¹⁹⁾

以上のような経過をたどって、九州移民株式会社は設立され、明治四一年（一九〇八）四月二三日に廃業届を出すのであるが、次に、この会社が廃業するまで扱った移民業務についてみることにする。（表一参照）。

(表一) 「九州移民株式会社」 移民取扱業務年表

移民送出先		年月日	事	項
		明治三〇・五・二七	九州移民株式会社開業	
		三一・六	神戸・広島に出張所設置	
		七~	カナダ、バンクーバーに取締役古閑信喜をして海外代理店設置	
		八・三	カナダ、バンクーバー・ヴィクトリアへ自由移民募集(熊本・広島・山口県において)	
		一〇・八・三〇	移民取扱業務代理人(カナダ) 林貫一、(国内) 遠山喜蔵・福田清之助	
		三二・八・八	取締登記変更(旧) 津田静一、(新) 佐々干城	
		一一・六	移民取扱業務代理人(カナダ) 水上四辻	
		一一・一七	英領カナダ行自由移民募集(兵庫)	
		三三・二・一三	社長変更(旧) 藤村紫朗、(新) 佐々干城	
		二・二一	取締役変更(旧) 藤村紫朗、(新) 佐々干城	
		八・二	カナダ移民渡航全禁	
		三四・一〇	明治三四年一〇月~三五年九月、広島県海外渡航株式会社へ移民取扱権譲渡(明治三五年一月より三月は)	
		三五・一	佐々干城の依託によりクインスランドへ移民七八名送出)	
		三・二二	九州移民株式会社移転	
		一〇	業務代理人(ハワイ) 蔵本雄吉、(国内) 緒方文左右・斎藤武治郎 ハワイ自由移民募集	
		三六・二・三	社長変更(旧) 佐々干城、(新) 内藤正義	
		三八・二・二〇	熊本県玉名郡高瀬町に出張所設置	
		六	業務代理人(国内) 北彌熊、(マニラ) 田中恵吉、藤沢玄吉	
		九・一九	熊本県下益城郡守富村に出張所設置	
		三九・一・二三	重役改選、社長 内藤正義、理事長 安達謙蔵、取締役 内柴敬持、福田寿一郎、平野時大となる。	
		四一・四・二三	九州移民株式会社廃業届提出	

〔九州移民株式会社業務関係雑件〕・〔九州移民株式会社取扱移民渡航認可報告雑件〕(外務省外交史料館所蔵)により作成)

まず、明治三一年（一八九八）から明治三三年までは、英領カナダ、バンクーバー、ヴィクトリアへの農業従事を目的とする自由移民を送出したのである。明治三一年七月、取締役古閑信喜をカナダに派遣し、バンクーバーに代理店を設置させ、同年八月、熊本県、広島県、山口県を対象に移民を募集し、明治三二年（一八九九）一月からは兵庫県においても移民を募集した。⁽²⁰⁾このカナダ自由移民は明治三三年（一九〇〇）八月二日カナダ移民渡航禁止の訓令が出されるまで続いた。⁽²¹⁾九州移民株式会社とカナダ行移民が結んだ契約書は次のようなものである。⁽²²⁾

契約書

移民（何某ハ英領加奈陀バンクーバー或ハヴィクトリアニ）於テ農業ニ就クノ目的ヲ以テ外国ニ渡航スルカ為メ左記ノ二名ヲ保証人ニ立テ（九州移民株式会社）ニ申込会社ハ之ニ応ジ其渡航ヲ周旋スルニ付相互ニ左ノ条件ヲ契約ス

第一条 会社へ移民ノ旅券下付ノ出願其他渡航ニ必要ナル諸般ノ手續ヲナン尚該移住地ニ在ル会社ノ（取締役古閑信喜）ヲシテ其移民ノ業務ニ就コトヲ懇切ニ周旋セシムベシ、但、渡航及帰航ニ関スル一切ノ費用ハ移民之ヲ負担スベシ

第二条 本契約ノ期限ハ出発ノ日ヨリ起算シ向滿三ケ年トス

第三条 移民渡航地ニ於テ疾病其他困難ニ陥リ生活ノ途ヲ失スルニ至リタルトキハ会社ハ前記（取締役）ヲシテ相当ノ救助ヲ加ヘシメ又帰国セザルベカラザル場合ニ際シテハ之ヲ取計ハシムベシ

第四条 会社取扱ノ移民ニシテ在外帝国官庁ノ御保護ヲ受ケ又ハ其保護ニ依リ帰国シタルトキハ当該官庁ニ対シ会社ハ移民ニ代リ其一切ノ費用ヲ弁償スベシ

第五条 移民ハ渡航周旋料トシテ金拾円ヲ会社ニ支払フベシ

第六条 移民及保証人二名ハ第三条及第四条ニ依リ会社ヨリ支出シ又ハ代納シタル費用ヲ会社ニ於テ請求スルトキハ何時ヲ問ハズ直ニ之ヲ償還スルノ連帶義務ヲ有スベシ

第七条 保証人二名ハ移民ノ品行方正ヲ保証シ其一身ノ出来事ニ関シテハ総テ其責ニ任ズベシ

以上ノ条件相互ニ確守スルノ証トシ契約書二通ヲ製シ会社ト移民ト各自一通ヲ所持スルモノトス

明治三十年 月 日 取扱人

移民

保証人

保証人

明治三四年（一九〇一）一〇月から翌三五年九月迄は、広島海外渡航株式会社に移民取扱権を譲渡して本格的移民業務を取扱わなかったが、その間、明治三五年一月から三月迄の間に東洋移民合資会社（日本吉佐移民合名会社、明治三〇年二月に名称変更したもの）の代理人佐々千城の囑託によって、濠州クインスランド移民七八名を送出させた。次いで、明治三五年一〇月からはハワイ行自由移民を取扱い、同年一二月迄に一四四名、明治三六年には一二一名を送出した。明治三

七、三八年にも移民を送出したようであるが、日露戦争の影響でその数も次第に減じていった。⁽²³⁾ 明治三八年（一九〇五）六月、マニラにおける移民取扱業務代理人願が提出され認可を受けているが、実際に移民送出行ったかどうかは不明である。⁽²⁴⁾ この頃になると、九州移民株式会社の経営も苦しくなり、従来行なわれてきた株主への配当も出なくなり、ついに、明治四一年四月二三日廃業のやむなきに至ったのである。⁽²⁵⁾

以上、九州移民株式会社の移民業務について述べてきたが、次にその役員の変遷についてみることにする。移民会社開業当時の役員は前述のように社長藤村紫朗、取締役津田静一、村上一郎、古閑信喜、内柴敬持であったが、まず、明治三二年八月に取締役津田静一が会社経営から退き、佐々干城が新取締役に就任した。次いで、明治三三年二月、社長藤村紫朗に代わり、佐々干城が社長となり、新しく取締役に佐藤敬太が加わった。明治三六年二月佐々干城に代わり、内藤正義が社長となり、明治三九年一月二三日の重役改選により、社長内藤正義、理事長安達謙蔵、取締役内柴敬持、福田寿一郎、平野時大が新役員となった。そして、これらの役員は会社廃業まで継続した。この役員中、内藤正義、内柴敬持、平野時大の三名は九州移民株式会社廃業後、清算人として残務整理にあたったのである。⁽²⁶⁾

以上、九州移民株式会社について、その設立過程、移民業務及び発起人・役員名などについて述べてきた。そして、これらのことから、九州移民株式会社は日本吉佐移民合名会社の移民取扱代理業務を行っ

ていた九州移民合名会社を発展解消させた移民会社であり、その送出した移民も、従来九州移民合名会社が取扱っていた南洋への出稼的契約移民から主にカナダ・ハワイへの自由移民へ変化したことが理解できたことと思う。そして、それら、移民会社の発起人・役員はすべてが紫溟学会・国権党の関係者であり、（表二参照）また、九州移民株式会社の株主も、その大半が同様の状況であったのである。（表三参照）このように九州移民合名会社、九州移民株式会社はまず、その人的面において、紫溟学会・国権党と関係を有したのである。

（表二）九州移民合名会社関係人名
（鎮西）株式

人 名	関 係 会 社	備 考
津田 静一	九州移民合名会社 鎮西移民株式会社 九州移民株式会社	紫溟学会・国権党幹部 各移民会社発起人及役員
高橋 長秋	九州移民合名会社	紫溟学会・国権党幹部 肥後銀行頭取
内藤 正義	九州移民合名会社	国権党、衆議院議員
古閑 信喜	九州移民合名会社 九州移民株式会社	紫溟学会・開運合資会社取締役
佐々 干城	九州移民合名会社 九州移民株式会社	佐々友房実兄、国権党、九州移民株式会社社長（明治三三年） 開運合資会社社長

〔九州移民株式會社業務關係雜件〕・〔鎮西移民株式會社業務關係雜件〕(外)
 (務省外交史料館所藏)より作成

北	緒方	水	遠	平	福	安	藤	波	内	大	村	佐	宮	内
彌熊	文左右	上四辻	山喜藏	野時大	田寿一郎	達謙藏	村紫朗	谷加藤次	柴敬持	畑純次	上一郎	藤敬太	田武平太	藤正義
九州移民株式會社	九州移民株式會社	九州移民株式會社	九州移民合名會社	九州移民株式會社	九州移民株式會社	九州移民株式會社	九州移民株式會社	鎮西移民株式會社	鎮西移民株式會社	鎮西移民株式會社	鎮西移民株式會社	鎮西移民株式會社	鎮西移民株式會社	九州移民株式會社
	移民取扱業務代理人(国内)	移民取扱業務代理人(カナダ)	津田静一の文学館出身	移民取扱業務代理人(国内)	国権党・県會議員	国権党幹部・衆議院議員、九州移民株式會社理事	紫溟学会、九州移民株式會社初代社長(明治三〇年)	山梨・愛媛県知事、貴族院議員、男爵、九州移民株式會社理事	紫溟学会・飽田銀行頭取	国権党・衆議院議員・県會議員	国権党・衆議院議員・県會議員	国権党・県會議員	国権党・県會議員・大地主	国権党・大地主・衆議院議員

(表三) 九州移民株式會社株主人名表(明治三五年六月三〇日現在)

人名	持株	人名	持株	人名	持株	人名	持株
内藤正義	70	渋谷加藤次	70	宇野七郎	11	糸永速水	10
佐々友房	64	佐藤常三郎	50	徳永英愛	10	中山則彬	10
福田寿一郎	49	尾上晋	42	近藤氏徳	10	奥村英太	10
占閑信喜	40	遠山喜藏	40	武藤一忠	10	花田新一郎	10
長野一誠	35	村上一郎	35	柿山義憲	10	桜井弘毅	10
佐々干城	30	藤村紫朗	30	尾藤新也	10	生田勘太郎	10
津田静一	30	安達謙藏	30	喰田勇八	10	泉増太郎	10
内柴敬持	30	佐藤敬太	30	北彌熊	10	白石一雄	8
本田俊藏	30	清嶋熊彦	28	松村勝三	8	岡嶋嘉十郎	7
古閑長藏	28	合志林蔵	28	安枝和治	7	大谷高寛	6
浅山知定	25	藤本彌	25	原賀勝馬	6	水民百馬	5
奴留湯惣策	22	宮崎勇一郎	20	内野文壮	5	柿田静樹	5
高橋長秋	20	山田珠一	20	河田文	5	旬坂平一郎	5
塩山誠道	20	山田盛昭	20	平野時大	5	荒木源三郎	5
松岡誠慎	20	能勢常彦	20	富永九郎	5	田口平藏	5
寸坂章太郎	20	富永與平	20	美川兼吉	5	藤野乱	5
紫藤立身	20	嶋田常信	20	隈部芳太郎	3	宮田昌弘	3
渋谷公寧	15	片山亭	15	米田又八	2	坂本改平	2
桑原新五郎	15	西嶋真平	15	柴田精一	2	笹原烈堅	2
除野正稔	15	橋本記十郎	15	桑原詩郎	1		
東武雄	15	村田騏一	15				
千田一郎	15	右田喜七郎	14				

注 (九州移民株式會社第11回決算報告書)による。
 (人名に*印を付してあるものは国権党關係者。)

総株数 1,500株
 人員 84名

次に、移民会社と国権党の経済面における関連について検討してみる。

二 国権党系の金融機関と移民会社

九州移民合名及び株式会社は移民保管金などの預金のために、熊本における第五十一国立銀行、飽田銀行、肥後銀行、開運合資会社などの金融機関と取引を行っていたが、これらの金融機関の役員は国権党関係者であり、また移民会社の役員を兼務していた者もあったのである。

特に、明治二十六年（一八九三）二月二十五日に設立した開運合資会社と両移民会社の関係は深く、九州移民合名及び株式会社の社長・取締役であった佐々干城、古閑信喜、高橋長秋などは、この開運合資会社のそれぞれ社長、取締役、大株主でもあったのである。

開運合資会社は元海運会社と称し、旧熊本藩士の公債を資本として、熊本百貫石と大阪との間の海運業を行なった観光社が経営にいきづまっていた後を受け、その事業を引継いで発足した会社を母体としたものである。海運会社は明治一六年（一八八三）六月五日、「海運会社規則」二八ヶ条を定め、名称を「海運会社」とし、営業目的を「旅客ノ航海貨物ノ運輸」と定めた。⁽²⁷⁾以後、明治一七年（一八八四）五月一日に開業した大阪商船会社の請負会社として揚荷業を行うと共に、明治一七年七月からは預金及び貸付を取扱う金融業も行っていたのである。明治二十六年七月一日より商法が実施されたのに伴い、海運会社も従来の

組織を変更し、明治二十六年二月二十五日より社名を「開運合資会社」と改称した。営業目的は預金、資本金一万円、社員一七名の会社であった。また、従来併業してきた海運業は分離されて別組織の「海運合資会社」が扱うこととなった。⁽²⁸⁾開運合資会社の役員は社長佐々干城、専務取締役古閑信喜、

（表四）九州移民合名会社・九州移民株式会社営業表

期 間	(九州移民合名会社) 明治30年1～6月	(九州移民株式会社) 明治35年1～6月	明治35年7～12月	明治38年1～6月
保管金	円 5,588.982	円 716.239	円 679.717	円 96.583
利益金	321.811	2,216.212	2,041.324	519.116
株主配当金	—	900.000	1,050.000	0
預金高	飽田銀行 5,802.613 (開運合資会社)	500.000	3,500.000	0
	百五十一銀行	—	459.980	0
	肥後銀行	1,740.189	2,471.484	10,832.513

（「九州移民合名会社決算報告書」「九州移民株式会社第11回、12回、17回決算報告書」により作成）

取締役下田一巳・高橋専太・須崎休十郎などである。この開運合資会社と九州移民合名会社の設立はほとんど同時（九州移民合名会社の会社登記は明治二六年一月二七日）であり、また営業所も熊本市塩屋町裏一番町五番地と、同じ場所であった。（九州移民株式会社も明治三五年三月に移転するまでは開業から開運合資会社の階上を借用していた。）このように開運合資会社と九州移民合名会社はその設立から関係を有していたのである。

九州移民合名会社は前にも述べたように、南洋、濠州方面へ契約移民を送出していたが、この契約移民の場合は契約期間中、所得月額の二分の一を本国の移民会社に送り、その半分を家族に渡し、残り半分は移民の契約満期帰国まで移民会社で保管しておくという契約が結ばれていた。（明治三三年のニューカレドニアへの移民契約においては所得月額の四分の三を移民会社へ送り、その三分の二を保管金とし、三分の一を家族へ渡すというものであった²⁹。）この移民保管金などを九州移民合名会社は開運合資会社へ預金していたのである。明治三〇年（一八九七）一月から同年六月迄の半期間の「九州移民合名会社決算報告書³⁰」によれば、九州移民合名会社の移民保管金は、五、五八八円九八錢二厘となっており、開運合資会社への預金額は利息分二一三円一一錢九厘を含んで、五、八〇二円六一錢三厘であり、移民保管金のほとんど全部を開運合資会社へ預金していたのである。このように、九州移民合名会社は、開運合資会社に預金することにより同会社の資金融通に便宜を与えていたと考えられるのであるが、いっぽうでは九

州移民合名及び株式の両移民会社も開運合資会社から貸付を受けており、相互に資金融通をはかっていたと考えられる。

次に、開運合資会社の「勘定元帳³²」などで、その貸付先を調べてみると、佐々友房、古閑信喜、佐々干城、高橋長秋などの紫溟学会・国権党関係者への貸付を随所にみることができる。また、その貸付額も他と比べて多額である。彼らは個人名で借用しているが、その使用目的は佐々友房の場合、借入金額明細書³³によれば、当時、中国で活動していた宗方小太郎などへの送金や、アンチモニー鉱山事業への資金のための借金であり、他の個人の場合も、各事業・会社への出資のための借用であったと考えられる³⁴。開運合資会社は、このように紫溟学会・国権党に経済援助を与えたのである。また、開運合資会社に資金融通の役割を果たした九州移民合名会社は、結果的には紫溟学会・国権党の資金調達機関の役割をも果たしたのであった。

開運合資会社、九州移民合名会社が設立された明治二六年頃の熊本国権党の財政状況は、前年、明治二五年二月に行なわれた第二回総選挙に費やされた運動資金の返済に追われ、非常に苦しい財政状態であった。明治二六年の負債額は元金が五、八〇〇円であり、その利子が年間七四九円一〇錢というものであった³⁵。これが明治二八年頃になると元金で一〇、六一〇円となり、明治二六年頃の倍近い負債額を負うことになった³⁶。結局、これらの負債は以前、国権党が福岡支洋社への貸金の抵当として権利をもっていた山野炭坑を、明治二九年頃三井へ売却することにより整理がつくことになる。ところで、この負債元金

のうち、四、六〇〇円は第五百十一国立銀行、一、二〇〇円は旧藩主細川家、四五〇円は開運合資会社の融資であった。⁽³⁷⁾

熊本国権党への資金融資の中心となった第五百十一国立銀行（明治一二年開業、明治三一年株式会社百五十一銀行と改称）は、第九国立銀行（明治一〇年開業、明治三〇年株式会社第九銀行）、第三百五十五国立銀行（明治一二年開業、明治二九年九州商業銀行）と共に熊本における大手の銀行であり、開運合資会社及び、その前身海運会社は、この銀行の援助を受けたのである。⁽³⁸⁾ また、銀行頭取沢村大八は紫溟学会・国権党の幹部であった。次に、一、二〇〇円の融資をした細川家についてみると、同家は、明治初年より、自家の経済機関で金融業を行っていたが、明治二六年には福島第六国立銀行を買収し、その支店を熊本に置き銀行業を行っており、さらに、明治三〇年には名称を変更して株式会社肥後銀行となり、明治三二年（一八九九）には、先に分離させた熊本銀行を合併し、明治四〇年本店を東京から熊本に移転させ、大正期まで熊本の中心的銀行であった。⁽³⁹⁾ この細川家の経済面に九州移民合名会社の役員であり、紫溟学会・国権党の中心人物であった、高橋長秋が関係しており、明治三二年には肥後銀行頭取に就任した。熊本国権党に融資したこれらの金融機関はまた同時に九州移民合名・株式の両移民会社が取引していた金融機関でもあったのである。（表四参照）その他、九州移民株式会社が取引していたもう一つの金融機関「鮎田銀行」についても触れておく。鮎田銀行は明治二七年（一八九四）一二月に、熊本県鮎田郡春日村に設立された地場銀行で

あり、米穀資金貸出を主な営業としていた。この銀行の頭取には鎮西移民株式会社の発起人でもあり、九州移民株式会社の取締役でもあった内柴敬持が就任したのである。⁽⁴⁰⁾

以上述べてきたように九州移民合名・株式の両移民会社は熊本国権党と関係の深かった金融機関、すなわち、開運合資会社、第五百十一銀行、肥後銀行、鮎田銀行などと取引をもち、移民保管金などを預金しており、特に、開運合資会社の佐々干城、古閑信喜、肥後銀行の高橋長秋、鮎田銀行の内柴敬持などは九州移民合名会社、九州移民株式会社の役員でもあったのである。

このように九州移民合名・株式の両移民会社は国権党系の金融機関と密接な関係をもち、移民取扱が順調な間はこれら金融機関への資金融通の役割を果たしたのであった。

ところで、明治三三年（一九〇〇）末、熊本を中心銀行の一つである第九銀行が突然支払停止を行ったことにより、県内各銀行に影響が波及し、取付騒ぎがおこった。この結果、熊本貯蓄銀行・福永銀行・百五十一銀行がこの年に、翌三四年には九州商業銀行・九州貯蓄銀行が支払いを停止した。この影響は県内だけにとどまらず、明治三四年末には全国的金融恐慌に発展したのである。⁽⁴¹⁾ この金融恐慌により、国権党系の中心金融機関であった百五十一銀行は明治三五年一月三十一日解散することとなる。この百五十一銀行の解散の影響はその庇護を受けていた、開運合資会社にも及び、開運合資会社は明治三八年（一九〇五）一二月七日、廃業することとなる。九州移民株式会社の預金銀

行はこれ以後、高橋長秋の肥後銀行だけとなった。

いっぽう、九州移民株式会社はこの危機を明治三四年一〇月から明治三五年九月迄、移民取扱権利を広島海外渡航株式会社に譲渡することによって乗り切り、明治三四年八月からハワイ自由移民の取扱が解禁されたことも幸いし、明治三五年一〇月からハワイ移民取扱業務を再開したのである。しかし、九州移民合名会社設立当初の濠州への出稼を目的とする契約移民の場合は、移民保管金という資金融通の利点があったが、九州移民株式会社が扱った、カナダ・ハワイ移民の場合は、その周旋料収入だけであり、濠州移民の帰国に伴い、保管金も次第に減じていった。また、移民送出国における移民制限も次第に厳しくなり、日露戦争の影響により海外渡航希望者も減少したことなどの要因も加ったことにより、九州移民株式会社は、明治四一年（一九〇八）四月二三日に廃業した。⁴³

以上、本節では、九州移民合名・株式の両移民会社と国権党の経済面における関連について検討してきたが、ここで理解し得たことは、第一に、国権党系の金融機関に関係していた人物が両移民会社の役員として移民会社の経営を行っていたこと。第二に、移民会社が移民から預っている保管金などが国権党系の金融機関に流れ、紫溟学会・国権党の人々への融通資金として利用されたことなどである。このように、両移民会社は合名会社・株式会社という近代的企業として成立しながら、その役員構成、資本構成などに紫溟学会・国権党という私的、思想的影響を色濃く反映していたのである。

三 国権党の植民政策と時代背景

九州移民合名会社、鎮西移民株式会社、九州移民株式会社の、いずれにも関係を有したのは国権党の領袖の一人である津田静一であった。津田は、嘉永五年（一八五二）四月、熊本藩士で後、酒田県権大参事や左院中議生となった津田山三郎信弘の嫡男として、熊本に生れた。彼は、明治二年（一八六九）、藩費をもって、米國に留学し、最初、陸軍士官学校への入学を希望したが、結局、その希望は果たせず、モンソン中学、エール大学で法律、政治学を修めて、明治六年（一八七三）帰国した。その後、竹添進一郎と中国旅行を行い、明治一八年から二〇年迄は英國、明治二六年九月から翌二七年一月迄はフランスへ行き、海外認識を深めた。⁴⁴ いっぽう、明治一四年（一八八一）の紫溟会結成以来、佐々友房と共に会の発展に尽し、紫溟会・国権党における、最大の理論的指導者であった。

国権党の植民政策は、この津田静一の考えによるところが大きい。そこで、本節においては、主として、津田の植民事業に関する思想・行動を検討することにより、九州移民合名・株式両会社の思想的背景である、紫溟学会・国権党の植民事業に対する思想・行動を明らかにしようとするものであるが、その検討に入る前に、九州移民合名会社が設立された頃の、日本における、「植民」に関する時代背景を概観してみることにする。

明治二三年（一八九〇）前後の時期は、我国の国家体制の基礎もよ

うやく整い、国内における人口過剰、条約改正問題などから、日本人の視野も海外に向い始めた時期であった。この時期、民間において、植民論を唱える者が数多く出た。その一人に、明治十九年（一八八六）二月、海軍の練習艦筑波に便乗を許され、南洋諸島、オーストラリアを巡航視察した志賀重昂がいた。彼は、この航海の見聞録を明治二〇年にまとめ、『南洋時事』⁽⁴⁵⁾として出版した。彼は、この本において当時の南洋における列強諸国の角逐を紹介し、日本人の南洋進出を説いたのである。この外、この時期に植民論を主張した人物には、明治一八年（一八八五）に南洋植民事業を目的とする、「南洋公会」の設立を提唱した横尾東作、明治十九年一月、当時のフィリッピンの状況について書かれた、『禁噲夢物語』を刊行した杉浦重剛、明治二十年（一八八八）に、『新日本の凶南の夢』⁽⁴⁶⁾を書き、日本人のフィリッピン略を説いた菅沼貞風、明治二三年三月、『東京経済雑誌』⁽⁴⁷⁾に、「南洋経略論」を発表し、南洋植民を説いた田口卯吉、明治二五年（一八九二）、『南洋探検実記』⁽⁴⁸⁾を刊行し、南洋諸島を紹介した鈴木経勲などがいた。彼らの唱える植民論は、主として南洋を対象としており、これらの論は、一般に「南進論」⁽⁵⁰⁾と呼ばれるものである。

このように、この時期、多くの南進論者が輩出した背景には、すでに、世界各地を分割した欧米列強が残る南太平洋諸島分割をめぐる、激しく競争していた事実があった。特に、ドイツの南太平洋における勢力拡張はめざましく、明治十九年にはマーシャル全群島を保護領としたのであった。また、国内における時代の流れとして、この時期は、

「内国植民論より海外植民論」⁽⁵¹⁾への転換でもあったのである。この時期の代表的植民論者、田口卯吉についてみれば、明治一四年（一八一）九月、『東京経済雑誌』第七七号に、「北海道開拓論」を発表し、北守思想を明確にして「内国植民論」を主張したが、先に述べたように明治二三年には「南洋経略論」を書き、「海外植民論」、「南進論」へと転換したのである。⁽⁵²⁾熊本国権党、津田の植民論も後で述べるようにこの南進論であった。

さて、民間ではこの時期、以上述べたような南進論者が輩出するが、いっぽう政府関係者による植民問題と関係をもつ団体も、この頃設立され、植民事業の推進、研究を行なった。明治二四年（一八九一）五月、副島種臣を中心として、「東洋諸邦及び南洋諸島に関する講究」を事業目的とする「東邦協会」が設立され、月刊機関紙『東邦協会報告』⁽⁵³⁾（明治二七年八月から『東邦協会会報』と改題）を発行した。明治二六年（一八九三）三月には榎本武揚を中心に「殖民協会」が設立された。この殖民協会は「植民事業を奨励勧誘すること」を目的とし、「海外探険の実況を報告し及び植民事業の實際を研究せんが為め」に『殖民協会報告』⁽⁵⁴⁾（明治三二年八月から『殖民時報』と改題）を発行して、「移住者の為め便利を与へ又は演説講談に由て此事業に関する知識を伝播する」という団体であり、南洋、中南米、特に、メキシコへの植民事業をはかるために尽力した。この外、この時期に設立していた植民関連団体としては、明治一二年（一八七九）に北白川宮能久を社長として設立された、「東京地学協会」があった。機関紙は『東京

地学協会報告』である。殖民協会は事務所をこの協会内に置いた。

明治二十四年、第一次松方内閣の外相に榎本武揚が就任した。彼は同年八月一六日外務省に「海外出稼及移住民ニ関スル一切ノ事項」を取扱わせる移民課を設置した。⁽⁵⁵⁾このように政府においても直接移民事業に関与し始めたのであるが、この時期、議会においても植民事業関連法案が提出されはじめた。明治二五年の第三帝國議會において、五月二六日、加藤平四郎外一名より、「殖民探検費に關スル建議案」が提出され、メキシコ・カナダ・南洋諸島を対象とした調査費を求めたが、この議会においては否決された。⁽⁵⁶⁾（明治二六年一月一〇日の第四帝國議會において、移民地探検費は外務省臨時費として、一万円が可決された。）同年の第四帝國議會において、一二月一六日、西山志澄外八名より、「航路拡張建議案」が提出された。⁽⁵⁷⁾（この建議案は、明治二八年二月七日、第八回帝國議會において成立した。）さらに、明治二八年（一八九五）の第八帝國議會においては三月二三日、山下千代雄外三名より、無条約國への移住植民を認め、便宜を与えるための「海外移住殖民ニ關スル建議案」が提出され可決となった。⁽⁵⁸⁾これら植民事業関連法案の提出者は、いずれも殖民協会の会員であった。⁽⁵⁹⁾以上、主に九州移民合名会社が設立された頃の、植民に關する、我國の時代背景を概観してきたが、この時期は多くの南進論者を輩出し、南洋植民事業を推進する植民事業団体が結成され、政府においても、それらの対応について検討を迫られた時期であったのである。

ところで、國權党はこのような植民熱勃興の時期に、これらの動向

と具体的にどのような関りをみせたのであろうか。まず、國權党が海外における事業と關係をもつたのは、明治二二年一〇月に設立した「日秘鋳業株式会社」⁽⁶⁰⁾である。この会社は、ペルーの銀山經營を計画し、社長藤村紫朗、常務取締役兼支配人高橋是清、監督曾我祐準、監査役高島義恭、理事高橋長秋などが役員となり、國權党の津田静一、古莊嘉門、佐々友房、紫藤寛治らも、この計画に参画した。高橋是清は坑夫を率いてペルーに渡ったが、結局詐欺にあつたことが判明し、この事業計画は失敗に終つた。⁽⁶¹⁾

次いで、先に述べた「殖民協会」とは、設立から關係を有していた。明治二六年二月五日、三月一日の協会発会式に先立ち相談会がもたれ、仮規則と成立委員が決められた。その成立委員二〇名中、國權党關係者としては津田静一、古莊嘉門の二名が選出され、発会式における評議員の選定では津田、古莊に加えて佐々友房が選定された。その他、設立当初の殖民協会会員における國權党關係者は井手三郎、緒方二三、國友重章、藤村紫朗、安達謙蔵、紫藤寛治など六名である。この殖民協会には吉佐移民合名会社吉川泰次郎、佐久間貞一も会員として名を連ねており、明治二六年度中に八〇円の寄附を行っている。國權党關係者も同年度中に創立寄附も含めて津田静一は一八円、古莊嘉門一二円、佐々友房一〇円を寄附しているのである。⁽⁶²⁾「東邦協会」には明治二六年七月から佐々友房が会員となっている。⁽⁶³⁾このように國權党は移民会社經營とは別に、比較的早い時期から海外事業に興味をもち、また、「殖民協会」、「東邦協会」という植民事業団体と關係を

もっていたのである。さて、以上述べてきたように日秘鉱業株式会社、殖民協会、東邦協会と関係をもち、また、九州移民合名・株式の兩移民会社を設立させた国権党の殖民論とはどのようなものであったのであろうか。

明治二〇年（一八八七）一〇月、英国より帰国した津田静一は、明治二一年一月の紫溟新報（紫溟学会の機関紙、明治二一年一〇月からは九州日日新聞と改称）において、『殖民政略』と題する演説原稿を掲載した。

『殖民政略』において、まず津田は「方今欧州中にて、最も興業の隆盛にして、貿易の広大なるは、英国の右に出づるものなき」と、彼が最近まで滞在していた英国の隆盛を例に挙げ、その発展の原因は「殖民事業の一点に在りと曰はざるを得ざるなり」と断言している。その理由として、「殖民の一事行はるゝ時は、通商貿易の道は自然と開くるものにて、殖産興業も從て起り、又之を保護する為には、海軍も拡張せざるを得ずして、万般の事業之に伴うて勃興するものなり」と述べている。このように津田は殖民事業を殖産興業・富国強兵の手段として考えており、殖民、通商貿易、海軍拡張の問題が互いに関連をもつ有機的なものとして把握されていた。英国発展の理由を殖民事業とみなした津田は、日本が欧米列強に対処するためには「唯殖民事業を盛大にして漸次我が版図を広むるの一策あるのみ」と述べる。そして、殖民事業の有望地として「フィリッピン群島より、印度諸島及び南洋に散布する諸島」をあげたのである。しかし、当時、津田があ

げた島々はすでに欧米列強によって分割が進んでおり、当時の日本の国力では欧米列強分割に割り込む国家的援助は期待できない状況であった。津田もこれらの状況は認識しており、「近來徳乙の比斯馬克が為す所の如く、無闇に軍艦を各地に巡回せしめ、未だ版図の判然せざる島嶼あるに逢へば忽ち徳乙国の旗章を掲げ、徳乙国の所領と云ふ標札を樹てしむるの所為は、決して策の得たるものにあらず、我国今日の有様にて、万一之に類似したる事をなさば、直ちに欧米の強国と葛藤を惹起し、非常に困難に陥ること明白なれば、野生は此の如き手段に由つて、殖民の事業を起さんことを欲せざるなり」（傍点筆者）と述べ、ドイツの強引な海外拡張政策を批判、認識し、欧米列強との葛藤を避けようとした。そして、欧米列強と葛藤回避のためには「其所領は英たり、仏たるを問はず、利益のある所に棲息して、法律の範囲内にて、業務を営まんと欲するものなり」と、外国領土における平和的移住の方法を説いたのである。また、殖民事業の具体的手段として、津田は「政府に依頼せず、我国人民が、自ら奮つて殖民会社を創立し」というように、民間人による殖民会社の設立を企図していた。そして、この殖民会社によつて、「海外の地所を買入れ置き、士族中心に有力の人々、各々数十名の農民を率ゐて、其地に移住し、開墾の事業を起す」という具体的な殖民事業の方法を示したのである。

以上が津田の『殖民政略』の中における殖民論である。そこで、彼の殖民論をまとめてみると、第一に、津田の殖民論は南洋への進出を説く南進論であり、第二に、この南進論は殖産興業・富国強兵の方法

論であった。第三に、平和的移住を南進論の前提としており、第四に、移住の手段として、民間における植民会社設立を提唱していた。そして、第五に、その植民事業は、農業を中心とした移住拓殖を意図したものであった。結局、津田はこの南進論により、「日本をして東洋第二の英国たらしめ」⁽⁶⁵⁾んことを目論んだのであり、九州移民合名・株式の両移民会社は、このような津田の南進論を背景として設立されたのであった。

以下、津田が植民論により、計画又は具体化させた事業について概観してみる。明治二六年（一八九三）八月一三日、津田は国権党党議の席上において、「余は近日一事業を思ひ立ちたり、其事は既に佐々氏よりも御話せし如く植民事業なり、而して是れ余が先年より企図せしものにして、一朝一夕の事にあらず」と述べ、彼が主張していた南進論を具体化することを明らかにした。そして、植民事業を企てるには「先づ自ら彼地に赴きて之を探検し、而る後他人を誘導せんと欲す」と主張したのであった。⁽⁶⁶⁾九州移民合名会社が設立されたのは津田が植民事業計画を発表した四日後の明治二六年八月一七日であり、多分に、津田の植民事業計画が影響していたと思われる。

津田が目的とした植民事業予定地はタイとマレー半島であり、このような、彼の具体的植民事業計画の背景には、明治二五年にタイに渡って移住計画を起していた、岩本千綱、石橋禹三郎の働きかけや、実弟熊谷直亮がタイにおいて植民事業調査を行っていたことなどがあつたのである。岩本は土佐の生れで、退役軍人であり、石橋は肥前平戸

の生れで、南米チリ義勇兵に参加したといわれる人物であり、また、熊谷は津田の弟で、タイの日本村旧趾に「日本村ノ旧趾」という標柱を建てた人物であった。彼らは、（熊谷はのちに石橋らと合流）タイにおける日本人移住地開設を計画しており、タイの農商務大臣スリック侯爵の斡旋で、パンコック付近の土地を借り、「シヤム植民協会」を設立し、移民誘致にとりかかった。帰国した石橋が移民募集の協力を求めた相手が、津田静一であった。津田は、明治二六年六月を期して、農業移民を連れて行く予定であったが、旧藩主細川護久の死去に伴い、在仏中であつた、世子細川護成の許へ、派遣されることとなり、この計画は津田の帰国まで延期された。⁽⁶⁷⁾フランスより帰国の途中、津田は在シンガポール領事齋藤幹と共にジョホール州などの調査を行っており、明治二七年一月帰国後、『植民協会報告』第一〇号に、その談話を掲載した。⁽⁶⁸⁾この談話において、津田は移民の適当な土地として、マレー半島をあげ、その理由として、この土地は日本郵船会社の定期航路に当り、移民の運賃等の割引も付けやすく、現地の状況も日本に好意的であつて、特別の大資本の会社でなくても事業が可能なることをあげている。そして、まず、延期されていたタイ移民事業に取り掛かるのであるが、資金不足や、日清戦争の勃発などにより、状況が変化し、結局、この計画は流れてしまった。この後、岩本は独自で計画を進め、宮崎寅蔵（滔天）なども岩本に協力し、移民を率いて渡暹したが、この事業も失敗に終つた。⁽⁶⁹⁾

日清戦争の勝利によって日本の国情も変化し、台湾の領有により、

現実の植民地経営の問題がでてきた。国権党も明治二七年末から朝鮮において、新聞事業を開始し、台湾に対しても明治二八年(一八九五)九月一日、台湾事業発起人会を開催し、台湾における植民事業調査を決定した。発起人は津田静一、高橋長秋、佐々干城、古閑信喜、村上一郎、佐藤敬太、宮田武平太、沢村大八他六名と、その半数以上は移民会社関係者であった。この会によって、台湾植民事業の調査主任に津田静一が決定された。そして、同年九月七日、津田が従来主張してきた移住による拓殖を目的とする、台湾拓殖合資会社が設立され、津田は同年九月二二日に熊本を出発し、台湾へ向った。同年一二月四日、台南北門外長興里方面に約三百甲の官有地収租請負願が許可され、移民五〇名程を引率して、同地の開墾を開始したのである。ここに、津田が明治二一年『殖民政略』において主張した、「海外の地所を買入れ置き、土族中にて有力な人々、各々数十名の農民を率ゐて、其地に移住し、開墾の事業を起す」という彼の植民事業に対する具体的方法の実現をみるのである。しかし、この実現は日清戦争による台湾の領有という、日本の版図となった国家保護下の植民地においてであり、『殖民政略』を主張した時期とは状況が異っていたのである。結局、日清戦争前において輩出した南進論は、津田や岩本千綱らのタイ移民事業計画があつたにせよ、多分に現実性に欠けた空想的要素をもっていたのである。そして、日清戦争後、国内における企業熱の高揚に伴い、過剰人口問題もある程度緩和され、国外においては朝鮮、満州をめぐって対露問題が顕在化し始め、国民の眼も南洋から大陸へと移り、

空想的南進論は次第に、その根拠を失っていったのである。

津田らが設立した「台湾拓殖合資会社」も、津田が明治三二年に旧藩主細川家の家令に就任し、東京へ移ったことなどにより、明治四二年解散し、そのあと、高砂製糖会社を買収した。このような社会的変化や津田の状況変化等を背景として、九州移民株式会社も従来、九州移民合名会社が行っていた、ニューカレドニア、クインズランドへの移民送出業務から主に、カナダ、ハワイへの移民送出へと転換したと考えられるのである。

おわりに

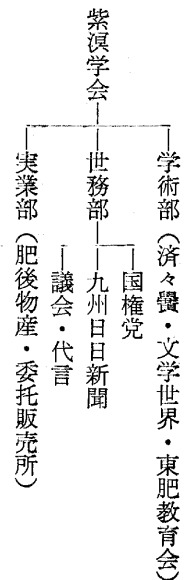
以上、本稿においては九州移民合名・株式の両移民会社と熊本国権党との関連性の考察を目的として、移民会社の実態と、その思想的背景である国権党の植民政策について検討し、管見を述べてきた。これらのことから理解できたことは移民会社が単に営利を目的としただけの企業ではなく、多分に国権党の植民政策と結びついた企業として設立され、熊本国権党が主張する「国権拡張」を目的とする富国強兵の手段としての役割を担い、一面においては国権党の経済的援助の役割を果すという、国権党と有機的な関りをもった会社であつたということである。そして、日清戦争後、日本をめぐる国内外の社会状況の変化に伴い、移民会社も従来の南洋への移民から、北米、ハワイへと、その送出先を転換したのであつた。

ところで、本稿では移民会社設立背景の一つである国権党の植民論

「南進論について述べたが、「国権拡張」を目的とする国権党の対外意識、対外政策を研究することは日本の対外膨張政策史研究のうえからも重要な課題であり、また検討の余地が十分にある問題であると思われる。従来、筆者は熊本国権党の母体である紫溟会や紫溟学会のアジア観について折に触れ述べてきた⁽³⁾。明治一四年から明治一九年にかけて紫溟会、紫溟学会のアジア観は「日清提携・日清同盟論」を基調としたものであり、本稿で述べた「南進論」は時代的にはそれに続くものである。しかし、これを国権党の対外観として平面的に結びつけることは危険である。そこで、国内問題に対する国権党の対応や国際環境の変化のうえから両者の比重を有機的にとらえて検討し、さらに日清戦争後、北清事変から日露戦争へ向う間の国内、国際状況の変化を背景とした国権党の対外観を検討することにより、それらの位置づけを試みることを筆者の課題として、結びにかえるものとする。

注

- (1) 熊本国権党は明治二二年一月一〇日に結成された。国権党は明治一四年九月一日に組織された紫溟会を母体とする。この紫溟会は明治一七年三月、従来の政党としての性格を変え、道義団体としての紫溟学会として生れ変わる。この紫溟学会の世務部の機関として熊本国権党が結成されたのである。国権党の綱領と紫溟学会の組織図は左の通りである。
- 一、吾党は国性を發達し国権の拡張を計る。
 - 一、吾党は勤儉を旨とし実業を奨め民力の休養地方の自治を務む。
 - 一、事改進すべきものあり又保守すべきものあり吾党は正理のある処に従て運動す。



- (2) 外務省編『日本外交文書』第二七巻。
- (3) 移民会社に関する研究は、その基本的なものとして入江寅次著『邦人海外発展史』(上下巻、昭和一七年)があり、石川友紀「日本出移民史における移民会社と契約移民について」(『琉球大学法文学部紀要』社会編第一四号、昭和四五年)は移民会社に関して比較的まとまった論文である。また、移民会社の背景について触れたものとしては鶴谷寿『アメリカ西部開拓と日本人』(NHKブックス、昭和五二年)がある。その他移民会社については東郷実『日本殖民論』(文武堂、明治三九年)がある。
- (4) この頃の移民会社をあげると、「吉佐移民合名会社」(東京)、「神戸渡航合資会社」(神戸)、「海外渡航株式会社」(広島)、「森岡真」(東京)、「日本移民合資会社」(神戸)、「東京移民合資会社」(東京)などがその主なものである。また、熊本における移民会社は「九州移民株式会社」のほか、明治二九年に営業許可を受けた小山雄太郎を中心として明治三一年に設立された「熊本移民合資会社」、明治二九年に田尻端ほか七名で設立した「熊本移住(移民)株式会社」(明治三〇年に社名変更「東洋移民株式会社」となる)、明治三四年移民取扱人となり営業を行なった「村山保寿」(この会社は村山小次郎が継ぎ「村山移民商会」となる)などがあった。
- (5) 入江寅次『邦人海外発展史』(井田書店、昭和一七年)

- (6) 外交文書『日本吉佐移民合名会社業務関係雑件』(外務省外交史料館所蔵)
- (7) 外交文書『九州移民株式会社業務関係雑件』(外務省外交史料館所蔵)
- (8) 能田益貴『榎溪津田先生伝纂』(昭和八年)
- (9) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』
- (10) 『九州日日新聞』明治二六年四月一八日「濠州出稼人募集」、明治二九年八月一六日「移民の好結果」
- (11) 前掲『邦人海外発展史』、「ニューカレドニア移民応募心得」(『佐々家文書』九州文化史研究所蔵、明治三三年)によれば本国送金額は給料の四分の三となっている。
- (12) 外交文書『移民保護法制定並改正一件』「移民保護規則制定ニ付閣議提出案」
- (13) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』
- (14) 同前
- (15) 『九州日日新聞』明治一九年六月一六日、「移民事業の注意」
- (16)(17) 外交文書『鎮西移民株式会社業務関係雑件』
- (18) 『九州日日新聞』明治三〇年一月一三日
- (19) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』
- (20) 外交文書『九州移民株式会社移民渡航認可ニ関スル雑件』
- (21) 外務省編『日本外交文書』第三三卷、青木外務大臣より警視庁及各地方庁宛「北米合衆国及加奈陀移民渡航全禁方訓令ノ件」
- (22) 前掲『九州移民株式会社移民渡航認可ニ関スル雑件』
- (23) 『佐々家文書』「九州移民株式会社第十一回決算報告書」・「十二回決算報告書」・「十七回決算報告書」(九州大学九州文化史研究所蔵)
- (24) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』、明治三六年一月政府は移民

取扱人によるフィリップ自由移民の渡航を許したがその移民送出時期はベンゲット工事が行なわれた三六、三七年が中心であった。

- (25) 前掲『佐々家文書』「九州移民株式会社第十一、第十二、第十三、決算報告書」
- (26) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』
- (27)(28) 『佐々家文書』「海運会社規則」、「開運合資会社規則」、この海運会社、開運会社については中元(楠本)美智子「佐々家文書について」(『九州大学文化史研究所紀要』第一四号、昭和四四年)に詳しい。
- (29) 前掲、『佐々家文書』「ニューカレドニア移民応募心得」
- (30) 『佐々家文書』「九州移民合名会社決算報告書」報告人は遠山喜蔵となっている。
- (31)(32) 『佐々家文書』「勘定元帳」この勘定元帳は明治二三、二四年の分を除き明治一九年から三五年まで残っている。
- (33) 『佐々家文書』「開運合資会社と佐々友房関係ある書類」
- (34) 当時国権関係者の関係した県内企業としては「東肥製紙株式会社」、「熊本織物力食株式会社」、「八代煉瓦合資会社」、「台湾拓殖株式(合資)会社」、「日清東肥貿易会社」などがあり、そのほか、炭山、アンチモニ一事業を手懸けた。
- (35)(36)(37) 『佐々友房関係文書』(「国権党関係」、「鎮西館経済書類」)、(国立国会図書館憲政資料室蔵)
- (38)(39)(40)(41) 『熊本県史』近代編第1、第2巻、昭和三七年
- (42) 前掲『佐々家文書』、「開運合資会社廃業届」
- (43) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』「内藤正義よりの廃業届」
- (44) 前掲『榎溪津田先生伝纂』
- (45) 志賀重昂『南洋時事』丸善、明治二〇年三月

- (46) この本は昭和一五年になって出版された『大日本商業史』(岩波書店)に収録されている。
- (47) 『東京経済雑誌』第二一巻五一三三号、明治三三年三月二二日
- (48) 鈴木経勲『南洋探検実記』博文館、明治二五年、なおこの本は復刻本として昭和五五年平凡社より出版されている。
- (49) これら人物の主張などは入江寅次『明治南進史稿』(井田書店、昭和一八年)に詳しい。
- (50) 矢野暢『南進』の系譜(中公新書)において、「南進論」とは日本と南洋との結びつきを必然化してみせるイデオロギーであるとしている。
- (51) 黒田謙一『日本植民思想史』二三九頁、昭和一七年
- (52) 田口の植民論については森久男「田口卯吉の植民論」(『日本帝国主義と東アジア』アジア経済研究所、昭和五四年)参照
- (53) 東邦協会については安岡昭男「東邦協会についての基礎的研究」(『法政大学文学部紀要』第二三三号、昭和五二年)に詳しい。
- (54) 『植民協会報告』第一号、雑録、明治二六年四月一五日、なお、この植民協会についての研究としては古館豊「植民協会設立に関する一考察」(『史報』昭和五四年)がある。
- (55) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻、(原書房、昭和四四年)、なお、この移民課は明治二六年十一月一〇日通商局に吸収される。
- (56) 『帝国議会衆議院議事速記録』四、第三回議會、明治二五年
- (57) 『帝国議会衆議院議事速記録』五、第四回議會、明治二五年
- (58) 『帝国議会衆議院議事速記録』九、第八回議會下、明治二八年
- (59) 加藤平四郎、西山志澄は植民協会設立当初からの会員であり、山下千代雄は明治二七年六月からの会員である。
- (60) 『新聞集成明治編年史』第七卷、三三〇頁、昭和九年、日秘鉱業株式会社設立については千場栄次『高橋長秋伝』(昭和一三年)によれば明治三三年九月とあるが、新聞記事により明治三二年一〇月とした。
- (61) 千場栄次『高橋長秋伝』昭和一三年
- (62) 『植民協会報告』第一、八、十号
- (63) 『東邦協会報告』第二六号
- (64) 前掲、能田益貴『煤溪津田先生伝纂』
- (65) 同前、二五二頁
- (66) 同前、「党議席上に於ける談話」三三九頁
- (67) タイ移民事業計画については前掲『明治南進史稿』参照
- (68) 『植民協会報告』第一〇号「津田静一君談話要領」明治二七年二月一日
- (69) 前掲『明治南進史稿』参照、なお津田静一のタイ移民計画の進行状況については前掲『佐々友房関係文書』中、「津田静一書簡」によってある程度知り得る。
- (70) 拙稿「熊本國權党と朝鮮における新聞事業」(『国士館大学人文学会紀要』第九号、昭和五二年)
- (71) (72) 前掲『煤溪津田先生伝纂』「台湾事業の経緯」三五五頁
- (73) 拙稿「清仏戦争と上海東洋学館の設立」、前掲「熊本國權党と朝鮮における新聞事業」(『国士館大学人文学会紀要』第九・第一二号、昭和五二・五五年)